

発電余剰電力の売却

仕様書

小平・村山・大和衛生組合

第1章 発電余剰電力の供給に関する事項

第1節（基本事項）

1 目的

本業務は、小平・村山・大和衛生組合（以下、「組合」という。）のごみ焼却施設内に設けられている自家発電機の運転により生じた余剰電力を売却することを目的とする。

2 件名

発電余剰電力の売却

3 余剰電力の定義

本仕様書内の余剰電力とは、ごみ焼却施設で発電した電力から組合施設であるごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設及び資源物中間処理施設の自家消費分を除き、かつ、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」分の電力量を除いたものとする。

4 予定余剰（売却）電力量

10,370,201 kWh

月別予定売却電力量（令和7年10月から令和8年3月まで）は別紙参照とする。なお、令和8年10月以降の予定余剰（売却）電力量は、別紙と同様のものとする。

5 組合に係る事項

本契約の対象となる発電設備は以下のとおりとする。

所在地：東京都小平市中島町2番1号

発電所名：小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却施設発電所

発電所出力：6,000 kW

6 受給地点及び電気方式等

組合は余剰電力が発生した場合、受注者に全て供給する。なお、受給地点、電気方式、周波数、最大受電電力（受注者が受電する電力の最大値をいう。）、標準電圧は以下のとおりとする。

受給地点：東京都小平市中島町2番1号

電気方式：交流3相3線式、2回線連係

周波数：50 Hz

最大受電電力：5,359 kW

標準電圧：60,000 V

7 その他

契約期間内の売却電力量が第1節4に示す予定余剰（売却）電力量に比べて増減がある場合でも、組合は受注者に受給電力を全量売却するものとする。

第2節 （受給開始日及び受給期間）

本契約による受給電力の受給開始日及び受給期間は、次のとおりとする。

受給開始日：令和7年10月1日

受給期間：令和7年10月1日0時から令和13年3月31日24時まで

第3節 （受給電力量の計量及び検針）

- 1 組合及び受注者間の受給電力量の計量は、東京電力パワーグリッド株式会社の取引用電力計を介して受注者が行うものとする。取引用電力計及びその付属装置の設置、変更及び検定期間満了に伴う更新工事が必要な場合は組合の責任でこれを行う。
- 2 前項に基づき計量された受給電力量の単位は、1 kWhとし、1 kWh未満の端数は、小数第1位で四捨五入する。
- 3 受注者は、第6節2の規定に支障のないよう速やかに、受注者が指定する方法によって当該検針の結果を組合に通知する。組合は、受注者による検針に合理的な範囲内で協力し、検針に立ち会うことができるものとする。
- 4 電力量計に故障等が生じ、受給電力量を計量することができないことを覚知した当事者は、相手方に対し速やかにその旨を通知するものとする。計量できない間の受給電力量については、当該期間における近隣の天候その他の発電条件、本発電設備における過去の発電量実績及び受注者の電力系統監視制御システムにおける計測値（電力系統監視制御システムを有する場合。）等を踏まえ、組合及び受注者間で協議の上決定する。
- 5 受注者（受注者から委託を受けて検針を実施する者を含む。）は、受給電力量を検針するため、または電力量計の修理、交換若しくは検査のため必要があるときには、本発電設備が所在する土地に立ち入ることができるものとする。

第4節 （料金及び単価）

- 1 受注者が組合に支払う毎月の料金（以下、電力料金という）は、第3節に定める方法により計量された受給電力量に電力量料金単価を乗じて得た金額とする。
- 2 第4章のとおり、当該業務は組合及び組織市（小平市、東大和市及び武蔵村山市）の電力地産地消事業であるため、受注者と組織市の電気需給契約上の単価に見直しがあった場合は、組合及び受注者が双方協議の上、売電単価の変更を行うことができる。

第5節 （電力料金の算定及び算定期間）

- 1 電力料金の算定方法は以下の計算式から算定する。

$$\text{電力料金} = \text{受給電力量単価} \times \text{受給電力量}$$

なお、小数点第1位以下を切り捨て、最小単位は1円とする。

- 2 電力料金の算定期間

受注者が組合に支払う電力料金の算定期間は、毎月の1日から末日までの期間とする。

- 3 系統連系受電サービス料金（発電側課金）

発電側課金と電力料金（売電料金）の相殺は行わない。発電側課金については、組合側で支払う。

第6節 （支払い）

- 1 受注者は組合に電力料金を毎月支払うものとする。

- 2 組合は前条により算定された当該月分の電力料金を確定後、速やかに請求し、受注者は組合が請求した日から20日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）（以下「支払期限」という。）に支払うものとする。

- 3 支払期限までに当該電力料金が納入されない場合は、その延滞日数につき電力料金にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める割合（年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を延滞金として組合に納入しなければならない。

第2章 本発電設備等の保守・保安等に関する事項

第1節 (電力受給上の協力)

- 1 組合は、受注者における安定供給及び電力の品質維持に必要な本発電設備に関する情報を受注者に提供するものとし、その具体的内容については別途組合と受注者間で合意し協力する。
- 2 前項に定めるほか、組合及び受注者は、受給電力の受給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等、相互に協力するものとする。
- 3 一般送配電事業者に提出する発電計画は受注者が提出するものとし、組合は、受注者の要求に基づき供給計画を受注者に提供する。また、計画値同時同量が課される場合は、受注者の責任でインバランス調整を行い、一般送配電事業者からインバランス供給を受けた場合も、インバランス料金の負担は受注者が行う。
- 4 受給電力が供給計画と大きく乖離する事態が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合は、組合は受注者に対し速やかに通知するものとする。
- 5 組合は受給電力の安定に努力するものとする。

第2節 (発電量調整供給契約)

- 1 受給電力の供給のために別途受注者と東京電力パワーグリッド株式会社の発電量調整供給契約が必要となる場合は、受注者は受注者の負担で東京電力パワーグリッド株式会社と発電量調整供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを組合に提出するものとする。
- 2 組合は発電者として発電量調整供給契約を遵守する。
- 3 接続検討の申込は組合の負担で組合が行う。組合は、受注者が発電量調整供給契約を締結する際に本契約期間に限って、受注者が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。
- 4 発電量調整供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、受注者が負担する。

第3節 (余剰電力売却又は購入の中止又は制限)

- 1 組合は次に該当する場合、余剰電力の売却を中止又は制限できるものとする。
 - (1) 組合が東京電力パワーグリッド株式会社の電気工作物の事故又は工事、点検、補修により電力を供給できない場合。
 - (2) 組合の施設の事故又は運営上の都合による場合。
 - (3) その他保安上の必要がある場合。
- 2 受注者は東京電力パワーグリッド株式会社の電気工作物の事故又は工事、点検、補修により電力を購入できない場合、余剰電力の購入を中止できるものとする。

第3章 契約の解除、損害賠償

第1節 (契約の解除)

- 1 組合は、受注者に、以下のいずれかの事由が生じた場合には、受注者に対する通知により、本契約又はこれに関連して締結された協定等（以下「本契約等」という。）を解除することができる。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算若しくはその他の倒産関連法規に基づく手続（以下、総称して「倒産手続」という。）開始の申立て、又は解散の決議を行ったとき。
 - (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号、その後の改正を含む。）に基づく電気事業者としての許可を取り消されたとき。
 - (3) 本契約に定める組合に対する金銭債務の履行を60日以上遅滞したとき。
 - (4) その他本契約等若しくは本契約等に基づく取引又はこれらに関する受注者に係る適用法令の規定に違反し、組合が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反行為を改めない、又は止めないとき。
 - (5) 反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）となったとき。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為（①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為、及び⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。）を行ったとき。
 - (7) 契約履行をしない、あるいは履行の遅延により電力売却に支障をきたす、又は支障をきたす恐れがあると認めたとき。
 - (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとき。

- 2 前項に基づき、組合が本契約等を解除した場合、受注者は、当該解除により組合に生じた損害等を賠償するものとする。
- 3 組合は、本条第1項に定める場合のほか、必要があるときは受注者と協議の上、この契約の全部又は一部の解除することができる。
- 4 前3項の場合において、受注者に損害を生じることがあっても、組合は責任がないものとする。
- 5 受注者は、組合が契約を履行しないとき、全部又は一部の契約解除を請求することができる。
- 6 第1項の規定は、受注者又はその代理人の責任による事由により履行不能となった場合について、これを準用する。
- 7 この条の契約解除は、第1章第6節3の規定による延滞違約金の徴収をさまたげないものとする。

第2節 (損害賠償)

- 1 受注者による前節第1項に定める保証事項が真実に反し、若しくは不正確であること、又は受注者が本契約のその他の規定に違反したことにより、組合が損害等を被った場合には、受注者は組合に対し、これを賠償するものとする。
- 2 組合が本契約に違反したことにより、受注者が損害等を被った場合には、組合は受注者に対し、これを賠償するものとする。

第4章 電力地産地消事業について

第1節 (概要)

受注者は組織市と別途契約する電力購入仕様書に基づき電気需給契約を締結し、基本料金及び電力量料金は東京電力エナジーパートナー株式会社が定める電気需給約款（高圧2024年4月1日付）の市場調整ゼロプランの金額以下とする。

第2節 (実施内容)

- 1 非化石電力の地産地消による温室効果ガス削減を目的として、受注者が買い取った組合の余剰電力を組織市が保有する施設に優先的に供給すること。なお、買い取った組合の余剰電力の非化石価値は受注者に帰属する。
- 2 電力の組織市への供給開始予定時期は令和7年10月1日とする。ただし、武蔵村山市の一部の施設は令和8年4月1日とする。
- 3 受注者は非化石電力量申請を行うこと。また、申請に必要な資料がある場合には、その資料の提出を組合に求めることが出来る。
- 4 供給開始時期までに組織市と電気需給契約が締結することができない場合は、供給先の再選定に協力すること。また、組織市と電力需給契約を締結することができた場合でも、組織市より供給先の再選定を行う申し出があった場合は協力すること。供給先の再選定が行われる場合であっても、金額の変更はないものとする。
- 5 小平・村山・大和衛生組合から受注者を通じて組織市に送電する電力はゼロカーボンとする。

第5章 雑則

第1節 (守秘義務)

- 1 組合及び受注者は、本契約の内容その他本契約に関する一切の事項及び本契約に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で所定の手続きにより開示する場合、及び受注者が本契約に基づく義務の履行のために必要な限度で一般送配電事業者その他の第三者に開示する場合はこの限りではない。
- 2 本節に基づく組合及び受注者の義務は、本契約の終了後も3年間有効に存続するものとする。

第2節 (権利義務及び契約上の地位の譲渡)

受注者は、組合の事前の書面による同意を得た場合を除き、本契約等に定める自己の権利若しくは義務又は本契約等の地位を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させてはならないものとする。

第3節 (本契約の優先性)

- 1 本契約に基づく取引に関する組合及び受注者の本契約以外の契約、協定その他の合意並びに受注者の定める規程等と、本契約の内容との間に齟齬が生じた場合には、適用法令に反しない限り、また、本契約の内容を変更又は修正する趣旨であることが明確に合意されたものである場合を除き、本契約の内容が優先するものとする。
- 2 この契約を構成する書面は、次に掲げるとおりとし当該書面間において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。
 - ① 契約書
 - ② 仕様書

第4節 (契約の変更)

本契約は、組合及び受注者の書面による合意によってのみ変更することができる。

第5節 (誠実協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し組合及び受注者間で疑義が発生した場合には、誠実に協議するものとする。

第6節 (紛争又は疑義の解決方法)

- 1 本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、組合及び受注者間で協議の上、解決するものとする。

2 本契約に係る一切の紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。